

広報菫
11月号掲載
(令和7年度)

SNS広告をきっかけとした 消費者トラブルに注意!



定期購入契約

1回のみのお試しで、シミが消える美容液を注文したところ2回目が届きました。確認すると定期購入の契約になっており、解約する場合は1回目の商品の差額分を支払うよう請求されました。

副業サイト

写真を送信するだけで月に100～200万円稼げるといふSNS広告を見て、副業サイトに登録しました。マニュアルを購入後、高額なサポートプランの契約をしましたが全く稼げません。

SNS 広告はしっかり内容を確認しましょう!

- ◇ 大幅な値引きや低価格の広告に注意しましょう。偽サイトの可能性があります。
- ◇ 商品の効果を過剰に伝える SNS 広告に注意しましょう。
- ◇ インターネットショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。注文確定前に、契約内容(定期購入になっていないか等)を必ず確認しましょう。

相手が本当に信用できるか慎重に判断しましょう!

- ◇ 「簡単に儲かる」「損はしない」等の投稿やメッセージを鵜呑みにしてはいけません。
- ◇ 副業などの契約では、お金を払ったとたん相手と連絡が取れなくなることがあります。契約前に、事業者の住所、氏名、連絡先などが正しく記載されているか確認しておきましょう。

偽サイト

60%オフのブランドのスニーカーを注文しました。代引きで商品が届きましたが、広告とは全く違う偽物でした。販売店の連絡先も分かりません。

投資詐欺

投資の勉強会に参加しました。アプリ上ではかなり儲かっていたので、出金申請をすると、手数料や税金などの請求が再三あり、預けた金額が引き出せません。

